

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市民税」を「市税」に改め、「賦課」の右に「及び徵収」を加え、同条に次の2項を加える。

3 事務所に支所を置く。

4 支所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第2条を次のように改める。

(組織及び職名)

第2条 事務所に次の表に掲げる室を置くとともに、室に同表に掲げる課長及び係長を置く。

室の名称	課長の職名	係長の職名
市民税室	市民税第一課長 市民税第二課長 市民税第三課長 市民税第四課長 法人税務課長	庶務係長 市民税第一係長 市民税第二係長 市民税第三係長 市民税第四係長 市民税第五係長 市民税第六係長 市民税第七係長 市民税第八係長 法人市民税係長 特別徵収係長 事業所税係長
固定資産税室	固定資産税第一課長 固定資産税第二課長 固定資産税第三課長 固定資産税第四課長	土地第一係長 土地第二係長 土地第三係長 土地第四係長 土地第五係長 土地第六係長 土地第七係長 土地第八係長 家屋第一係長 家屋第二係長 家屋第三係長 家屋第四係長 家屋第五係長 家屋第六係長 家屋第七係長 家屋第八係長 大規模家屋評価係長
納税室	納稅推進課長	納稅推進係長 軽自動車税係長 徵収係長

2 事務所に所長を置く。

3 室に次の職員を置く。

室長

他の職員 若干人

4 支所に次の職員を置く。

センター長

その他の職員 若干人

5 室に担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長、支所に担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第3条を削る。

第4条第2項中「室長」の右に「及びセンター長」を加え、同条を第3条とする。

第5条第1項中「所長に事故があるときは」の右に「、主管事務につき」を加え、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事務の概目)

第5条 室の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

市民税室

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 市民税、入湯税及び事業所税に係る徴収金の賦課に関すること。
- (3) 個人の市民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る証明に関すること。
- (4) 市民税及び事業所税に係る過料の決定に関すること。
- (5) 証明及び閲覧の手数料の調定及び徴収に関すること。

固定資産税室

- (1) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。第3号及び第5号において同じ。）及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産（大規模等の家屋で市長が指定するもの及び償却資産を除く。）の調査及び評価並びに固定資産（償却資産を除く。）の価格の通知に関すること。
- (3) 固定資産税に係る過料の決定に関すること。
- (4) 固定資産課税台帳（償却資産に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 固定資産税及び都市計画税に係る閲覧及び縦覧に関すること。
- (6) 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。ただし、税務部資産税課の所管に属するものを除く。

納税室

- (1) 市税に係る徴収金の納付状況の管理に関すること。

- (2) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものを除く。）、固定資産税（償却資産に係る平成22年度以後の年度分のものに限る。）、軽自動車税（同年度以後の年度分のものに限る。）、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税（以下この号から第5号までにおいて「市民税等」という。）に係る徴収金（市民税等に係る過料を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）の徴収に関すること。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。
- (3) 市民税等に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (4) 市民税等に係る徴収金の嘱託及び諸団体等の徴収金の受託に関すること。
- (5) 市民税等に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (6) 軽自動車税及び市たばこ税に係る徴収金の賦課に関すること。
- (7) 軽自動車税及び市たばこ税に係る過料の決定に関すること。
- (8) 市税に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (9) 納税意識の啓発及び高揚に関すること。
- (10) 市税に係る徴収金の延滞金の調定に関すること。
- (11) 市税に係る証明に関すること。ただし、市民税室の所管に属するものを除く。
- (12) 証明及び閲覧の手数料の調定及び徴収に関すること。
- (13) 鑑札の交付に関すること。

2 支所の分掌する概目は、次のとおりとする。

- (1) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものに限る。）、固定資産税（償却資産に係る平成22年度以後の年度分のものを除く。）、軽自動車税（同年度以後の年度分のものを除く。）及び都市計画税（以下この号から第4号までにおいて「市民税等」という。）に係る徴収金（市民税等に係る過料を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）の徴収に関すること。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。
- (2) 市民税等に係る徴収金の滞納処分に関すること。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。
- (3) 市民税等に係る徴収金の嘱託及び諸団体等の徴収金の受託に関すること。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。
- (4) 市民税等に係る徴収金の欠損処分に関すること。ただし、税務部収納対策課の所管

に属するものを除く。

- (5) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関すること。
- (6) 証明及び閲覧の手数料の調定及び徴収に関すること。
- (7) 鑑札の交付に関すること。
- (8) 市税に関する申請、届出その他手続きの取次ぎに関すること。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第1条関係）

名 称	位 置
北税務センター	京都市北区紫野東御所田町33番地の1
上京税務センター	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地
左京税務センター	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
中京税務センター	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
東山税務センター	京都市東山区清水五丁目130番地の6
山科税務センター	京都市山科区枷辻池尻町14番地の2
下京税務センター	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8
南税務センター	京都市南区西九条南田町1番地の3
右京税務センター	京都市右京区太秦下刑部町12番地
西京税務センター	京都市西京区上桂森下町25番地の1
洛西税務センター	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2
伏見税務センター	京都市伏見区鷹匠町39番地の2
深草税務センター	京都市伏見区深草向畠町93番地の1
醍醐税務センター	京都市伏見区醍醐大構町28番地

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)